市政情報掲示板

Municipal Information bulletin board

市役所からの情報をピックアップしてお届けします

INFORMATION 1

荒尾市の認知症への取り組み

市は、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活ができるまちを目指しています。

オレンジ（認知症）カフェが新設されました

認知症の人やその家族、高齢の人や子どもなど誰でも、利用できるオレンジカフェが市内には3カ所あります。お茶やコーヒを飲みながら参加者同士で話したり、講話を聴いたり、さまざまなイベントが行われています。介護や福祉の専門職も参加するので、専門的な相談をすることもできます。新たな出会いや、地域とのつながりの場になるので、気軽にご参加ください。

①おれんちのカフェ

白寿の家（増永2687-17）
毎週月・木曜　午前10時～午後1時
参加費150円
問特別養護老人ホーム白寿園
☎68・5322

②Ｃａｆｅあおば

地域交流拠点あおば（荒尾1074）
毎週水曜　午前10時～正午
参加費200円
問地域交流拠点あおば ☎62・5500

③あんず

伊藤医院隣　喫茶あんず
（四ツ山町3丁目5・2）
毎週水曜　午前10時～正午
参加費200円
問伊藤医院 ☎57・7545

問保険介護課地域包括支援センター
☎63・1177

オレンジカフェ一覧

▲①おれんちのカフェ

▲②Ｃａｆｅあおば

▲③あんず

認知症の人を支えるガイドブックを作成！

認知症の人を地域で支えていくため、認知症の基礎知識や相談窓口、認知症の発症から症状が進行していくなかで、いつ、どこで、どのようなサービスや制度が利用できるのかを掲載しています。認知症の人やその家族、サポートをする住民の人たちに活用していただき、認知症の人を地域で支える取り組みにつなげていきます。荒尾市地域包括支援センターで配布を行い、市ホームページからもダウンロードができます。

INFORMATION 2

障がいのある人の社会参加を支援するサービスを紹介します

問福祉課福祉係
☎63-1406　FAX 62-2881

自動車運転免許取得改造助成事業

①自動車運転免許取得事業
身体や知的、精神に障がいがあり、自動車運転免許により社会参加が見込める人へ助成します。

②自動車改造助成事業
身体に障がいがあり、自らが運転する車について適切な改造により、社会参加が見込める人へ助成します。

《助成額》
①免許取得に直接要した費用の3分の2以内とし、10万円を限度とする。
②自動車の改造に直接要した費用のうち、10万円を限度とする。

《助成対象者》
事前の申請が必要です。実施前に詳細を、電話か窓口で問い合わせください。

障がい者のための【福祉特別乗車証】

左記に該当する人は市内を運行する産交バスを無料で利用できる「福祉特別乗車証」の交付が受けられます。利用する前に申請を行ってください。転出などにより該当しなくなったときは返還が必要です。

《対象者》
・身体障害者手帳1・2級
・療育手帳A1・A2
・精神障害者保健福祉手帳1・2級
・特別児童扶養手当受給対象児童
・特別障害者手当受給者
・障害児福祉手当受給者
・市内の障がい福祉サービス事業所に通所している人（就労継続支援A型事業所を除く）

《申請に必要なもの》
1. 写真（左記の図参照）
2. お持ちの障がい者手帳、特別児童扶養手当証書など

《有効期間》
発行日から手帳などの期間満了日まで（最長5年間）

《受付場所》
市役所1階　福祉課

【写真の規格（原寸図）】

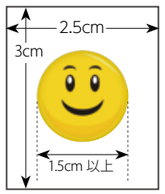

6カ月以内に撮影した証明写真かスナップ写真で、帽子をかぶっていない正面向きのもの。

バスなどの公共交通の料金割引

バスなどの公共交通には、障がい者の割引制度があります。詳しくは、各バス会社などに問い合わせください。
※航空旅客運賃について、割引が適用される範囲が拡充されました。詳しくは、各航空会社へ問い合わせください。

有料道路障害者割引

左記に該当する人は、事前に申請することで割引を受けられます。

《対象者》
◎本人が運転する場合
身体障害者手帳の交付を受けている人
◎本人以外が運転し、本人が同乗する場合
身体障害者手帳か療育手帳（重度）の交付を受けている人のうち、「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と記載がある人

《申請に必要なもの》
・身体障害者手帳か療育手帳
・自動車検査証
・運転免許証（本人運転の場合）
・割賦契約書かリース契約書（割賦購入、リース契約の場合）
※ETCを利用される場合は、別途問い合わせください

《割引額》
通常料金の約5割引

《有効期限》
申請した日から、その後の2回目の誕生日まで

《受付場所》
市役所1階　福祉課